

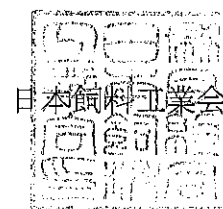
[送付先：本社]

26協日飼工第44号業務

平成26年7月14日

組 合 員 各 位

協同組合



輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領に関する基本要領の一部改正について

別添のとおり平成26年7月1日付け26生産第930号農林水産省生産局長名にて通知がありましたのでお知らせいたします。

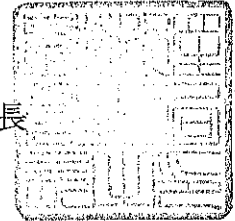
以上

26生産第930号

平成26年7月1日

協同組合日本飼料工業会会長 殿

農林水産省生産局長



米穀の買入れ・販売等に関する基本要領等の一部改正について

このことについて、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）及び食糧用輸入小麦の買入代金に係る延納措置実施要領（平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知）の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正したので通知します。

また、本改正は、平成26年7月1日以降に通知される入札又は見積合せに係る契約から適用となりますので、御了知願います。

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領等の一部改正のポイント

今般の通知による改正のポイントは以下のとおりです。

輸入米麦買入委託契約及び輸入米麦の特別売買契約に基づき輸入商社が実施する残留農薬等検査について、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」の一部が改正され、残留農薬等の基準値の変更等が行われたことから、改正内容を契約書に反映します。

また、厚生労働省は平成26年度のモニタリング検査から遺伝子組換え米であるLライスの検査を中止したため、併せて基本要領及び契約書から削除します。

さらに、残留農薬等の検査終了後の試料については、一定期間保管した後に廃棄することとしていますが、検査機関ごとに保管期間等が異なり、安全性等の問題が生じた際に適切な対応ができないおそれがあることから、契約書に具体的に規定することとします。

※ 残留農薬基準値の変更は別添一覧表のとおりです。

お気づきの点がありましたら、下記担当まで御連絡ください。

今後とも外国産米麦の輸入及び販売に御協力の程、よろしくお願いいたします。

平成26年7月1日

農林水産省生産局農産部貿易業務課長
折原 直

担当：品質管理班 浦上（連絡先：03-6744-1388）

別紙11

「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知) 一部改正新旧対照表
(飼料用輸入麦の特別売買契約書 部分)(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
第1条～第56条 (略)	第1条～第56条 (略)
<p style="text-align: center;">付録1</p> 第1～第16 (略)	<p style="text-align: center;">付録1</p> 第1～第16 (略)
別紙1・別紙2 (略)	別紙1・別紙2 (略)
<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">安全性検査の手順について</p> <p>乙は、1に定めるところにより現品の船積時検査を行うものとする。</p> <p>1 船積時検査</p> <p>乙は、現品から採取したサンプルを用いて、次に掲げる方法に従って検査を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サンプルの検査</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 乙は、②の検査を実施した検査機関に、当該検査の結果が判明した日から1年間、当該検査の残余サンプルを最低300g 5℃以下で冷蔵保存させる。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別紙3</p> <p style="text-align: center;">安全性検査の手順について</p> <p>乙は、1に定めるところにより現品の船積時検査を行うものとする。</p> <p>1 船積時検査</p> <p>乙は、現品から採取したサンプルを用いて、次に掲げる方法に従って検査を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サンプルの検査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
別紙4～別紙6の2 (略)	別紙4～別紙6の2 (略)

別表1～別表3 (略)	別表1～別表3 (略)																				
様式1～様式28 (略)	様式1～様式28 (略)																				
<p style="text-align: center;">付録2 引渡業務諸掛加算額</p> <p>第1 (略) I (略) II 加算諸費用 (略) 1～3 (略) 4 安全性検査費用 第16条の安全性の確認に要する費用のうち、第1項第1号に定める船積時検査（なお書に定める際検査を除く。）に要する費用は、提出された船積時検査証明書（正本）に対して次のとおり支払う。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">飼料小麦</td> </tr> <tr> <td> 残留農薬分析費</td> <td style="text-align: right;">1件当たり <u>230,256円</u></td> </tr> <tr> <td> 遺伝子組換え分析費（米国産のみ）</td> <td style="text-align: right;">1件当たり 30,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飼料用大麦</td> </tr> <tr> <td> 残留農薬分析費</td> <td style="text-align: right;">1件当たり <u>232,844円</u></td> </tr> </table> <p>以下 (略)</p>	飼料小麦		残留農薬分析費	1件当たり <u>230,256円</u>	遺伝子組換え分析費（米国産のみ）	1件当たり 30,000円	飼料用大麦		残留農薬分析費	1件当たり <u>232,844円</u>	<p style="text-align: center;">付録2 引渡業務諸掛加算額</p> <p>第1 (略) I (略) II 加算諸費用 (略) 1～3 (略) 4 安全性検査費用 第16条の安全性の確認に要する費用のうち、第1項第1号に定める船積時検査（なお書に定める際検査を除く。）に要する費用は、提出された船積時検査証明書（正本）に対して次のとおり支払う。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">飼料小麦</td> </tr> <tr> <td> 残留農薬分析費</td> <td style="text-align: right;">1件当たり <u>207,000円</u></td> </tr> <tr> <td> 遺伝子組換え分析費（米国産のみ）</td> <td style="text-align: right;">1件当たり 30,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飼料用大麦</td> </tr> <tr> <td> 残留農薬分析費</td> <td style="text-align: right;">1件当たり <u>219,500円</u></td> </tr> </table> <p>以下 (略)</p>	飼料小麦		残留農薬分析費	1件当たり <u>207,000円</u>	遺伝子組換え分析費（米国産のみ）	1件当たり 30,000円	飼料用大麦		残留農薬分析費	1件当たり <u>219,500円</u>
飼料小麦																					
残留農薬分析費	1件当たり <u>230,256円</u>																				
遺伝子組換え分析費（米国産のみ）	1件当たり 30,000円																				
飼料用大麦																					
残留農薬分析費	1件当たり <u>232,844円</u>																				
飼料小麦																					
残留農薬分析費	1件当たり <u>207,000円</u>																				
遺伝子組換え分析費（米国産のみ）	1件当たり 30,000円																				
飼料用大麦																					
残留農薬分析費	1件当たり <u>219,500円</u>																				